

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	15
処分の種類	衛生検査所の登録の取消、業務取消命令			
根拠法令条例等・条項	臨床検査技師等に関する法律第20条の7			
処分の概要	衛生検査所の登録の取消、業務取消命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の定めにおいて処分についての判断基準が規定されているため不要)</p> <p>【参考】 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第2項 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項 臨床検査技師等に関する法律第20条の7 臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条 臨床検査技師等に関する法律施行規則第14条</p>			
基準の制定根拠	—			